

令和 6 年 度

〔 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日 〕

事 業 計 画

令和 6 年 度

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項 目	組 合 員 数	農 作 物 共 済						
		水 稻				麦		
		半 相 殺 方 式	全 相 殺 方 式	品 質 方 式	地イン デッ クス 方 域式	半 相 殺 方 式	災 害 収 入 方 式	地イン デッ クス 方 域式
区 域 内 の 概 数 (収入保険加入見込面積を除く)	戸 99,600	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		116,457 (82,870)				295 (120)		
前 年 度 引 受 実 績	93,545	56,781	907	16,081	4,707	11	35	5
本 年 度 引 受 計 画	89,600	51,277	906	17,104	4,256	12	35	5
本 年 度 予 定 引 受 率	90.0%	61.9%	1.1%	20.6%	5.1%	10.0%	29.2%	4.2%

項 目	果 樹								
	収 穫 共								
	半相殺方式							全 相 殺 方 式	
	減 収 総 合 方 式							減収 方式	品質 方式
	一 般 方 式				短 縮 方 式				
	ぶどう	なし	もも	かき	ぶどう	なし	もも	かき	かき
区 域 内 の 概 数 (収入保険加入見込面積を除く)	ha 102 (76)	ha 325 (197)	ha 109 (82)	ha 396 (290)	ha 102 (76)	ha 325 (197)	ha 109 (82)	ha 396 (290)	ha 396 (290)
前 年 度 引 受 実 績	14	70	14	3	1	43	2	8	8
本 年 度 引 受 計 画	12	67	13	3	1	38	2	7	7
本 年 度 予 定 引 受 率	15.8%	34.0%	15.9%	1.0%	1.3%	19.3%	2.4%	2.4%	2.4%

事業予定計画書案

家畜共済										
死亡廃用共済							疾病傷害共済			
搾乳牛	○は子牛等の内数 育成乳牛	繁殖用雌牛	育成○は子牛等の内数 ・肥育牛	肉種用雄種牛	種豚	肉豚	乳○は子牛等の内数 用牛	肉○は子牛等の内数 用牛	肉種用雄種牛	種豚
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
5,180	2,380	1,984	19,576	2	18,081	144,350	5,126	12,412	2	14,349
4,955	2,066 (199)	1,683	17,786 (2,081)	2	10,822	59,277	4,974 (201)	11,149 (1,446)	2	16
5,007	2,276 (288)	1,721	18,374 (2,498)	2	11,255	57,968	4,919 (252)	11,037 (1,736)	2	24
96.7%	95.6%	86.7%	93.9%	100.0%	62.2%	40.2%	96.0%	88.9%	100.0%	0.2%

共 済								
済						樹 体 共 済		
災 害 収 入 共 済 方 式	地 域 イ ン デ ッ ク ス 方 式							
かき	ぶどう	日本 なし	西洋 なし	もも	かき	ぶどう	なし	かき
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
396 (290)	102 (76)	254 (154)	71 (43)	109 (82)	396 (290)	102	325	396
50	0	0	0	0	0	3	8	3
45	0	0	0	0	0	2	8	3
15.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.5%	0.8%

項 目	畑 作 物 共 済					園 芸		
	大 豆			そ ば		ガ ラ ス 室		
	半相殺 方 式	全相殺 方 式	地 域 インデ ックス 方 式	全相殺 方 式	地 域 インデ ックス 方 式	I 類	II 類	I 類
区 域 内 の 概 数 (収入保険加入見込面積を除く)	ha	ha	ha	ha	ha	棟	棟	棟
	4,022 (1,984)			788 (439)		0	68	0
	210	1,708	1	338	0	0	37	0
前 年 度 引 受 実 績								
本 年 度 引 受 計 画	159	1,594	0	322	0	0	37	0
本 年 度 予 定 引 受 率	8.0%	80.3%	0.0%	73.3%	0.0%	0.0%	54.4%	0.0%

施 設 共 済							任 意 共 済				収入保険
プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス							建 物	農 機 具	保 補 管 償 中 農 共 産 産 済		
Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類甲	Ⅳ類乙	Ⅴ類	Ⅵ類	Ⅶ類					
棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台	口	口	経営体
19,945	14	988	122	265	278	0	182,000	211,000	A タイプ°	B タイプ°	12,607
16,390	13	743	89	207	258	0	153,975	178,370	742	164	3,266
16,119	11	740	88	209	248	0	149,357	173,225	820	80	3,725
80.8%	78.6%	74.9%	72.1%	78.9%	89.2%	0.0%	82.1%	82.1%	－	－	29.5%

2 農業共済保険事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済保険事業の規模

共済目的等 項 目			引 受		共 済 金 額
			本年度予定	前年度実績	
農 作 物	水 稲	半相殺 { (ha) (t)	51,277 212,987	56,781 235,683	千円 46,420,599
		全相殺 { (ha) (t)	906 3,990	907 3,990	858,690
		品 質 { (ha) (t)	17,104 -	16,081 -	17,524,232
		地域インデックス { (ha) (t)	4,256 21,035	4,707 23,445	4,696,535
		小 計 { (ha) (t)	73,543 238,012	78,476 263,118	69,500,056
	麦	半相殺 { (ha) (t)	12 14	11 14	209
		災害収入 { (ha) (t)	35 -	35 -	9,420
		地域インデックス { (ha) (t)	5 15	5 15	1,950
		小 計 { (ha) (t)	52 29	51 29	11,579
		計 { (ha) (t)	73,595 238,041	78,527 263,147	69,511,635

共 済 掛 金			D 保険料	E 交付(納入) 保 険 料 (B - D)	F 手持共済掛金 (C + E)
A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金			
千円	千円	千円	千円	千円	千円
113,266	56,633	56,633	18,081	38,552	95,185
4,774	2,387	2,387	571	1,816	4,203
104,620	52,310	52,310	12,153	40,157	92,467
9,064	4,532	4,532	44	4,488	9,020
231,724	115,862	115,862	30,849	85,013	200,875
9	5	4	3	2	6
581	306	275	168	138	413
109	57	52	70	△ (13)	39
699	368	331	241	127	458
232,423	116,230	116,193	31,090	85,140	201,333

項 目 共済目的等			引 受		共 済 金 額
			本年度予定	前年度実績	
家 畜	死 亡 廃 用	搾 乳 牛	頭 5,007	頭 4,955	千円 1,072,275
		育 成 乳 牛 () は 子 牛 等 の 内 数	2,276 (288)	2,066 (199)	474,522
		繁 殖 用 雌 牛	1,721	1,683	527,849
		育 成 ・ 肥 育 牛 () は 子 牛 等 の 内 数	18,374 (2,498)	17,786 (2,081)	5,751,394
		肉 用 種 種 雄 牛	2	2	2,624
		種 豚	11,255	10,822	752,904
		肉 豚	57,968	59,277	569,157
		小 計	96,603 (2,786)	96,591 (2,280)	9,150,725
	疾 病 傷 害	乳 用 牛 () は 子 牛 等 の 内 数	4,919 (252)	4,974 (201)	183,894
		肉 用 牛 () は 子 牛 等 の 内 数	11,037 (1,736)	11,149 (1,446)	243,745
		肉 用 種 種 雄 牛	2	2	94
		種 豚	24	16	86
		小 計	15,982 (1,988)	16,141 (1,647)	427,819
	計		112,585 (4,774)	112,732 (3,927)	9,578,544

共 済 掛 金			D 保険料	E 交付(納入) 保 険 料 (B- D)	F 手持共済掛金 (C + E)
A 総 額	B 国 庫 負 担 金	C 農 家 負 担 金			
千円 56,387	千円 28,158	千円 28,229	千円 23	千円 28,135	千円 56,364
6,171	3,058	3,113	9	3,049	6,162
7,485	3,711	3,774	10	3,701	7,475
119,828	59,851	59,977	89	59,762	119,739
149	74	75	1	73	148
1,297	504	793	11	493	1,286
1,595	630	965	10	620	1,585
192,912	95,986	96,926	153	95,833	192,759
82,886	41,411	41,475	1	41,410	82,885
50,419	25,160	25,259	1	25,159	50,418
8	4	4	1	3	7
33	13	20	1	12	32
133,346	66,588	66,758	4	66,584	133,342
326,258	162,574	163,684	157	162,417	326,101

項 目 共済目的等						引 受		共 済 金 額
						本年度予定	前年度実績	
果 樹	収 穫	半 相 殺	減 収 総 合	一 般	ぶどう	12	14	68,934
					な し	67	70	308,908
					も も	13	14	34,212
					か き	3	3	2,750
				短 縮	ぶどう	1	1	6,541
					な し	38	43	167,890
					も も	2	2	4,177
		全相殺	減 収	か き	7	8	4,805	
			品 質	か き	7	8	7,825	
		災 害 収 入 共 済			か き	45	50	91,197
		地 域 イン デ ッ ク ス	ぶどう	0	0	0		
			日本なし	0	0	0		
			西洋なし	0	0	0		
			も も	0	0	0		
	か き		0	0	0			
	小 計				195	213	697,239	
	樹 体	ぶ ど う				2	3	57,178
		な し				8	8	166,411
		か き				3	3	4,703
		小 計				13	14	228,292
	計					208	227	925,531

共 済 掛 金			D 保険料	E 交付(納入) 保 険 料 (B - D)	F 手持共済掛金 (C + E)
A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金			
千円 2,338	千円 1,169	千円 1,169	千円 442	千円 727	千円 1,896
13,553	6,776	6,777	5,439	1,337	8,114
1,443	721	722	392	329	1,051
225	112	113	35	77	190
189	94	95	36	58	153
5,872	2,936	2,936	2,332	604	3,540
129	64	65	29	35	100
505	252	253	88	164	417
503	251	252	103	148	400
3,659	1,829	1,830	775	1,054	2,884
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
28,416	14,204	14,212	9,671	4,533	18,745
486	243	243	37	206	449
1,243	621	622	116	505	1,127
2	1	1	1	0	1
1,731	865	866	154	711	1,577
30,147	15,069	15,078	9,825	5,244	20,322

項 目 共済目的等			引 受		共 済 金 額
			本年度予定	前年度実績	
畑 作 物	大 豆	半 相 殺	ha 159	ha 210	千円 51,484
		全 相 殺	1,594	1,708	703,020
		地域インデックス	0	1	0
		小 計	1,753	1,919	754,504
	そ ば	全 相 殺	322	338	56,711
		地域インデックス	0	0	0
		小 計	322	338	56,711
	計		2,075	2,257	811,215
園 芸 施 設	ガ ラ ス 室	I 類	棟 0	棟 0	千円 0
		II 類	37	37	100,381
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	0	0	0
		II 類	16,119	16,390	9,991,425
		III 類	11	13	10,366
		IV 類 甲	740	743	3,046,256
		IV 類 乙	88	89	919,345
		V 類	209	207	673,915
		VI 類	248	258	300,431
		VII 類	0	0	0
	計		17,452	17,737	15,042,119
合 計				95,869,044	

共 濟 掛 金			D 保険料	E 交付(納入) 保 険 料 (B - D)	F 手持共済掛金 (C + E)
A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金			
千円 1,421	千円 782	千円 639	千円 335	千円 447	千円 1,086
38,174	20,996	17,178	7,944	13,052	30,230
0	0	0	0	0	0
39,595	21,778	17,817	8,279	13,499	31,316
5,263	2,895	2,368	987	1,908	4,276
0	0	0	0	0	0
5,263	2,895	2,368	987	1,908	4,276
44,858	24,673	20,185	9,266	15,407	35,592
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
263	126	137	87	39	176
0	0	0	0	0	0
134,080	63,242	70,838	18,890	44,352	115,190
177	84	93	31	53	146
11,617	5,646	5,971	674	4,972	10,943
3,571	1,739	1,832	224	1,515	3,347
2,132	1,019	1,113	63	956	2,069
5,236	2,593	2,643	504	2,089	4,732
0	0	0	0	0	0
157,076	74,449	82,627	20,473	53,976	136,603
790,762	392,995	397,767	70,811	322,184	719,951

イ 任意共済保険事業の規模

項 目			引 受		共 済 金 額	総 額
			本 年 度 予 定	前 年 度 実 績		
共済目的						
保 險 関 係	建 物	総 合	棟 21,550	棟 22,252	千円 208,825,670	千円 584,509
		火 災	127,807	131,723	2,140,374,330	1,617,406
		建 物 計	149,357	153,975	2,349,200,000	2,201,915
	農 機 具	損 害	台 8,905	台 9,223	20,742,020	79,938
					359,827,980	846,308
		更 新	0	0	0	0
		農 機 具 計	173,225	178,370	380,570,000	926,246
	合 計		149,357棟 173,225台	153,975棟 178,370台	2,729,770,000	3,128,161
	再 共 済 及 び 任 意 再 保 険 割 合		総合共済の地震以外、火災共済			30%
			総合共済の地震部分			50%

保管中農産物補償共済

	引 受		共済金額	共済掛金 賦課金			保険料
	本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金	事務費賦課金 (全国連合)	
	口	口	千円	千円	千円	千円	千円
Aタイプ	820	742	820,000	2,050	1,435	615	1,527
Bタイプ	80	164	80,000	520	364	156	387
合 計	900	906	900,000	2,570	1,799	771	1,914

共 済 掛 金 賦 課 金		B 保 險 料	C 保 手 数 料	D 手持共済掛金 A-(B-C)
A 共 済 掛 金	事 務 費 賦 課 金			
千円	千円	千円	千円	千円
432,744	151,765	250,169	48,782	231,357
921,085	696,321	485,221	189,236	625,100
1,353,829	848,086	735,390	238,018	856,457
69,241	10,697	—	—	69,241
691,151	155,157	—	—	691,151
0	0	—	—	0
760,392	165,854	0	0	760,392
2,114,221	1,013,940	735,390	238,018	1,616,849
再共済手数料及び 再共済手数料割合		掛金区分ごとの事務費賦課割合から4.5%を引いた 率		

3 引受計画と実施方策

NOSA Iの機能を完全に発揮するため、全事業の完全引受と補償の充実を図り、組合員の経営支援、生産支援及び地域支援につとめる。

(1) 農作物共済

- ① 米需給調整の動向を踏まえ、関係機関と連携して地域における米の生産計画に基づいた水稻・麦の引受けを行う。
- ② 水稻引受面積は、作付実績及び生産計画の動向を踏まえて、本県の区域内概数を116,457haと見込み、73,543ha（引受率92.0%（収入保険を含む。））を計画する。引受共済金額は、単位当たり共済金額の告示額1kg当たり226円を実行金額として695億6万円を計画する。
- ③ 令和7年産麦は、295haの作付けを見込み、引受面積は52ha（引受率76.9%（収入保険を含む。））を計画する。引受共済金額は、1,158万円を計画する。
- ④ 農業経営の安定に資するため、補償が手厚い水稻品質方式・全相殺方式及び麦災害収入共済方式を推進する。
- ⑤ 水稻生産実施計画と水稻共済引受との整合性を図るため、地域農業再生協議会と連携し、一体化処理による適正引受につとめる。

(2) 家畜共済

- ① 畜産農家の高齢化及び担い手不足等により、飼養戸数・頭数の減少が引き続き予想されるが、組合では、畜産農家の経営安定と補償の充実のため、戸数及び頭数の区域内概数を的確に把握し適正引受につとめる。
- ② 引受目標頭数は、大家畜43,338頭（区域内概数の92.8%）、中家畜69,247頭（同39.2%）を計画する。
- ③ 新規加入時及び継続加入時には、重要事項説明書による加入者への説明を徹底する。
- ④ 令和6年度に適用する個体評価基準に基づき、適正な家畜個体評価を実施する。
- ⑤ 未加入者を対象に、経営の実態に即した提案型推進を行う。

(3) 果樹共済

- ① 引受目標面積は、有資格面積を931haと見込み、収穫共済195ha（引受率51.6%（収入保険を含む。）、樹体共済13ha、引受共済金額は、収穫共済6億9,724万円、樹体共済2億2,829万円を計画する。
- ② 近年、頻発する甚大な災害の発生を踏まえ、果樹農家自らが収入保険を含めた加入方式を選択できるよう提案・推進する。
また、確定申告書類を用いての加入が可能となったことから、補償の手厚い

全相殺方式を推進する。

- ③ 組合広報紙やリーフレット等を活用し、制度の普及につとめる。
- ④ 関係団体と連携し、地域の作付動向の把握につとめ、有資格者台帳を整備する。
- ⑤ 果樹共済推進会議を開催し制度の理解を図るとともに、果樹推進部長の協力を得て戸別推進を実施する。

(4) 畑作物共済

- ① 大豆引受面積は、有資格面積を4,022haと見込み、1,753ha（引受率94.3%（収入保険を含む。））を計画する。引受共済金額は、7億5,450万円を計画する。
- ② そば引受面積は、有資格面積を788haと見込み、322ha（引受率85.2%（収入保険を含む。））を計画する。引受共済金額は、5,671万円を計画する。
- ③ 農業経営の安定に資するため、補償が手厚い全相殺方式を推進する。
- ④ 水稲共済との引受けの整合性を確保するため、引受データのマッチング処理を行う。
- ⑤ 基準収穫量を適正に設定するため、現地確認を実施し、耕地ごとの栽培状況等を把握する。

(5) 園芸施設共済

- ① 引受目標戸数は、地域の実態等を踏まえ、有資格戸数7,027戸の85.0%を計画する。
- ② 引受目標棟数は、17,452棟（有資格棟数の80.5%）、引受共済金額は、150億4,212万円を計画する。
- ③ 加入推進の際には、組合広報紙、リーフレット及びチラシ等を活用し、拡充した制度内容の周知・普及につとめる。
- ④ 復旧費用特約、付保割合特約、特に小損害1万円特約等の有効性を効果的に活用した提案型推進を行う。
- ⑤ 園芸生産団体等に対し、集団加入のメリットを説明し、集団加入等の共済掛金等割引を利用した加入拡大及び補償の充実を図る。
- ⑥ 未加入農家に対し、加入見込度合いに応じた個別加入推進を行い引受拡大につとめる。
- ⑦ 関係機関の協力を得て施設設置状況調査（有資格調査）を実施し、新規並びに増設状況等を把握するとともに、未加入施設を含めた園芸施設設置状況図を整備する。

(6) 任意共済

- ① 予期せぬ災害から農家資産を守るため、任意共済「未来へつなぐ」サポート運動を積極的に展開し、建物・農機具の補償の充実につとめる。

- ② 建物共済の引受棟数は、農家所有棟数の82.1%の149,357棟、引受共済金額は2兆3,492億円（棟当たり平均共済金額1,573万円）を計画する。農機具共済の引受台数は、主要農業機械台数（附属農機具含む）の82.1%の173,225台、引受共済金額は3,805億円（台当たり平均共済金額220万円）を計画する。保管中農産物補償共済は、900口（Aタイプ820口、Bタイプ80口）、9億円とし、任意共済では2兆7,306億7,000万円を計画する。
- ③ 近年導入が拡大している「農業用ドローン」を農機具損害共済の共済目的に追加し、積極的な加入推進を図る。
- ④ 継続引受の確保を重点推進事項と位置づけ、解約申し出者に対して継続加入について丁寧な説明につとめる。
- ⑤ 予約推進の早期とりまとめや自動継続特約の付帯により、早期かつ確実な加入推進を図る。
- ⑥ 頻発する自然災害や大規模地震に有効な総合共済への切り替えを提案するとともに、小損害実損てん補特約等、各種特約の付帯を提案し、補償の充実を図る。
- ⑦ 罹災物件の未補償額に基づいた推進を実施するとともに、未加入の付属建物及び付属機械（装置）の引受拡大を図る。
- ⑧ 農機具販売店との連携により、農機具保険付契約の拡大につとめる。
- ⑨ 高機能化による農機具価格上昇に伴い、共済金額の見直しを周知し補償の充実を図る。
- ⑩ 収穫後の農産物の事故に備えるため、農作物共済、果樹共済、畑作物共済加入者へ保管中農産物補償共済を推進する。

4 共済掛金等の徴収方法

共済掛金及び賦課金の払込期限の周知徹底を図り、事業規程に定める期限内納入につとめる。

5 損害評価の適正化方策

損害の補てんに正確を期すため、損害評価体制の強化を図るとともに、損害評価方針に基づき、損害評価要綱等に定める基本事項の徹底による迅速かつ適正な損害評価につとめる。

(1) 農作物共済

- ① 損害評価技術の向上を図るため、損害評価会委員及び損害評価員を対象とした損害評価指導会を開催し、公平な損害評価につとめる。
- ② 関係機関・団体と連携し、生育状況や気象情報及び病害虫の発生状況等の情報収集を図り、迅速な被害の実態把握につとめる。
- ③ 被害の実態を的確に把握するため被害概況調査を実施し、適時適正な損害

評価につとめる。

- ④ 適期に損害評価が行われるよう損害評価日程を周知し、適正に被害申告されるよう啓発する。また、地域一帯に被害が発生した場合は、被害申告の注意喚起を行う。
- ⑤ 品位判定技能の維持・向上を図るため、J A等が開催する米穀品位鑑定会に参加する。
- ⑥ 局地的に発生する大規模災害時に損害評価を適正に実施するため、支所間等の連携を含めた損害評価体制を整備する。

(2) 家畜共済

- ① 事務処理の適正化を図るため、関係法令等に基づく基本事項を遵守する。
- ② 共済金支払限度額適用者に対し、支払限度額に関する説明を徹底する。
- ③ 免責基準について、その趣旨と内容を農家等へ周知徹底するとともに、適用に際しては、免責事由及び免責額の説明を必ず実施する。
- ④ 農家及び獣医師に対し、事故発生通知の確実な実施を周知する。
- ⑤ 病傷事故について現地確認調査を確実に実施し、共済金の適正給付につとめる。
- ⑥ 損害認定に際して現地確認だけではなく、家畜の画像その他必要な情報での確認を行うことで事務手続きの効率化を図る。

(3) 果樹共済

- ① 損害評価技術の向上及び評価眼の統一を図るため、損害評価会委員及び損害評価員を対象とした損害評価指導会を開催し、適正かつ公平な損害評価につとめる。
- ② 引受時のリーフレット等による説明と、組合広報紙を活用し、速やかな事故発生通知を促し、迅速な被害実態の把握につとめる。
- ③ 損害評価の内容及び日程等を周知するチラシを作成・配布し、適正な被害申告を啓発する。
- ④ 台風等災害時には、被害発生態様によっては支所間等で連携し、迅速かつ適正な損害評価につとめる。

(4) 畑作物共済

- ① 損害評価技術の向上を図るため、損害評価会委員及び損害評価員を対象とした損害評価指導会を開催し、公平な損害評価につとめる。
- ② 関係機関・団体と連携し、生育状況や気象情報及び病虫害の発生状況等の情報収集を図り、迅速な被害の実態把握につとめる。
- ③ 被害の実態を的確に把握するため被害概況調査を実施し、適時適正な損害評価につとめる。

- ④ 適期に損害評価が行われるよう損害評価日程を周知し、適正に被害申告されるよう啓発する。

(5) 園芸施設共済

- ① 引受時のリーフレット等による説明と、組合広報紙を活用し、速やかな事故発生通知を促し、迅速な損害評価につとめる。
- ② 病虫害発生予察調査を通じ生育状況や病虫害発生動向を把握し、関係機関の協力を得ながら施設内農作物の適正評価につとめる。
- ③ 加入者自らが撮影した画像で、損害の認定が可能になることを周知する。
- ④ 台風等災害時には、緊急損害評価体制を活用するとともに、被害発生態様によっては支所間等で連携し、迅速かつ適正な損害評価につとめる。

(6) 任意共済

- ① 共済金の早期支払いに向け、組合広報紙等を通じ共済制度の周知と迅速な事故発生通知の徹底を図る。
- ② 共済事故が発生した場合、修理業者へ見積書、修理費用明細書の早期作成及び提出を依頼する。
- ③ 適正な損害評価を行うため、事故原因、罹災状況等の的確な把握につとめるとともに、損害評価に係る研修会等を通じ、損害評価技術の向上を図る。
- ④ 不審火、モラルリスク案件等の特殊問題事故については、綿密で慎重な調査及び共済（保険）他社との緊密な連携等により、厳正な共済金の支払いにつとめる。

6 損害防止事業等の実施計画

損害の未然防止と安全な農畜産物の生産に寄与するため、農家のニーズを踏まえた損害防止活動を実践する。

(1) 水稻等損害防止事業

- ① 病虫害の発生状況を的確に把握し、ポジティブリスト制度などの関連法令を遵守し、適期、適正な防除を実施する。
また、各地区防除協議会等に参画し、損害防止事業を支援する。
- ② 防除器具等の操作要員及び作業者の安全性の確保と実施区域及び周辺における危被害防止、事故防止対策の徹底を図る。
また、マルチローターの導入拡大や航空法の改正などに対処するため、関係機関等と連携して「産業用無人航空機防除安全対策会議」を開催する。

(2) 病虫害発生予察事業等

- ① 農産物の安定生産を図るため、関係機関と連携して病虫害発生予察調査を実施し、迅速な情報の提供を行い、病虫害による被害の防止につとめる。

- ② 各種研修会等に積極的に参画して、損害防止対策につながる栽培技術、病虫害発生予察技術の習得につとめる。

(3) 家畜事故低減対策

- ① 家畜課診療係による診療業務及び診療支援業務を中心に獣医療の充実を図り、事故低減に資する。
- ② 事故率の高い農家に対し家畜検診車の受診を促すとともに、関係機関と連携した飼養管理指導等を行う。
- ③ 畜舎消毒を実施するとともに、薬剤等の斡旋により、飼養衛生環境等の向上を図る。
- ④ 乳用牛の周産期疾患、肉用牛の新生児異常及び肉用牛の呼吸器疾患を対象に、特定損害防止事業を実施する。
- ⑤ 家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準を遵守し、農場での防疫対策の徹底を図る。

(4) 任意共済

- ① 建物火災事故等に対する防災意識を啓発するための情報提供を行う。
- ② 農機具事故低減のため、県等が実施する「新潟県農作業安全運動」への参画及び広報活動による農作業安全の啓発につとめる。
- ③ 農機具盗難事故の未然防止のため、農機具共済加入者に対し、繰り返し注意喚起を促す。

7 家畜診療所の運営方策

地域の基幹的な診療施設として安定的に獣医療を提供し、その機能を果たすため、必要な取り組みを推進する。

- ① 畜産農家戸数、家畜飼育頭数が減少し診療収入の低下が見込まれることから家畜診療所の運営を効率化し、収支の安定化と獣医師の労働環境を整えるため、家畜診療所の統合を図る。
- ② 獣医療の提供体制を維持するため、家畜診療所運営に必要な情報収集・分析に努める。
また、関係行政機関及び農業団体に対して、家畜診療所の円滑な運営のため協力を依頼する。
- ③ 生産獣医療業務への理解醸成を図り、診療獣医師を確保するため、積極的に学生実習を受け入れる。
- ④ 安定的に獣医療を提供するため、長岡実測センターに設置した家畜課診療係と連携し診療体制の整備を進める。

8 収入保険の推進方策

- ① 全国農業共済組合連合会との委託契約に基づき、収入保険の業務を行う。
- ② 農業者の加入目標は、3,725経営体を計画する。
- ③ 営農・推進状況を包含した農業者リストの整備及び当該リストを活用した効率的な推進を実施する。
- ④ 新潟県収入保険推進協議会の体制を強化し、J A等関係機関・団体と連携して農業者等への加入推進活動を行い、加入拡大を図る。
- ⑤ 加入手続に係る事務処理の合理化を図り、一層の加入拡大に向けて加入推進態勢の整備、強化につとめる。
- ⑥ 収入保険の情報を積極的に発信するとともに、農業共済新聞、広報紙やホームページ等を活用して制度の周知を図る。
- ⑦ 行政へ保険料等助成措置の実施を要請する。また、助成が実施された場合は、これを効果的に活用した推進活動を行う。
- ⑧ J A生産部会等から会員へ加入を働きかけてもらうため、連携・協力体制を図る。
- ⑨ 白色申告を行っている農業者等に対し、青色申告のメリットを周知し、収入保険加入資格者の拡大を図る。
- ⑩ 事務手続きの効率化に向け、オンライン申請サポートにつとめる。

9 執行体制の整備

組織運営基盤を強化するため、職務の責任を明確にし、効率的な業務運営及び適正な事業推進等が図られるよう執行体制を整備する。

また、公共性を有する組織として、組織運営の透明性及びガバナンスを強化するため、「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえ、内部牽制機能が十分発揮されるよう体制を強化する。

(1) 業務執行体制

① 理事会の開催

制度の適正運営と事業の発展を期するため、定款及び理事会運営規則に基づき理事会を適時に開催する。

② 監事会の開催

組合の健全な運営を期するため、定款及び監事監査規則に基づき監事会を適時に開催し、監査方針、監査計画等の協議を行い、的確な監査を実施する。

また、監査の実効性を高めるために監査補助員を置き、監査機能の強化を図る。

③ 各種委員会の開催

制度の適正運営と事業の発展を期するため、必要に応じて各種委員会を構

成し開催する。

④ 事務執行体制

職務権限と責任を明確にし、組合長指揮により参事総括の下、組織の有機的連携を図り、組合業務の的確な遂行につとめる。

(2) 職制及び職員の配置計画

適正かつ効率的な業務運営と機動的な事業展開を図るため、本所に4部1室、8課制を敷き、下越支所、新潟支所、佐渡支所、中越支所、魚沼支所及び上越支所並びにセンター及び家畜診療所を置いて、職制規則等の遵守と職員の適正配置につとめる。

(3) NOSAI 部長等組織の体制強化

- ① NOSAI 関係役員との一層の連携、事業推進体制の強化及び組合員のニーズに応えるため、NOSAI 部長組織等の機能強化につとめる。
- ② 制度の適正運営と事業推進体制の強化を図るため、NOSAI 部長及び損害評価員等を対象に講習会等を開催する。
- ③ 組合と組合員を結ぶパイプ役として、NOSAI への理解を深め、事業推進に協力いただくため、NOSAI 部長等を対象にしたNOSAI 事業説明会（NOSAI 部長会議）を開催する。

(4) 役職員研修等の体制及び計画

- ① コンプライアンス意識の向上を図り、組合員農家に信頼される職員を育成するため、コンプライアンス研修会を開催する。
- ② 適正な団体運営に必要な管理能力の涵養を図るため、組合役員講習会を開催する。
- ③ 職員の制度理解及び推進技能の向上を図るため、各事業において研修会等を開催する。
- ④ リーダーシップやマネジメント力を発揮できる人材を育成するため、外部で開催される階層別・事業別研修・講習会等に積極的に参加する。

(5) リスク・マネジメント方策

組合が抱えるリスクに対応するため、リスク管理基本方針に基づくリスク管理を行い、健全かつ適切な業務運営を確保する。

(6) コンプライアンス態勢の強化

- ① 健全な運営に資するため、監査室による内部監査、各種調査を行い、内部牽制機能の強化を図る。
- ② コンプライアンス規則に基づくコンプライアンス・マニュアルの遵守とコンプライアンス・プログラムの確実な実践につとめる。
- ③ 法令遵守等態勢の強化を図るため、チェックを行うべき事項及び実施態勢

等を整備し、リーガルチェックを実施する。

- ④ 不祥事の未然防止のため口座振替契約未締結者の解消を図り、令和7年度、現金による集金業務の廃止に向け、コンビニ収納サービスを導入し、共済掛金収納事務の適正化と効率化につとめる。
- ⑤ 公認会計士による監査を実施し、監査機能の一層の強化を図る。

10 情報処理システムの運用方策

- ① 「農業共済ネットワーク化情報システム」及び「収入保険システム」の適正かつ効率的な運用につとめる。
- ② 情報資産を適正に保護、管理するため、システムリスク管理方針・管理規程及び情報セキュリティポリシーに基づき、情報処理管理体制及び各種セキュリティ対策の強化を図る。
- ③ 効率的かつ合理的な事務処理及び業務の的確な遂行を図るため、システムの有効的な運用につとめる。
- ④ 「農業保険システムのW e b化」への円滑な移行を実現するとともに、システム運用者の育成及びシステム導入環境の整備につとめる。
- ⑤ 農業共済の共通申請サービス(eMAFF)及び収入保険のインターネット申請の利用に向けた体制を整え、積極的な利用を促進する。

11 広報広聴活動の推進

農業保険制度の普及・定着を図るため、組合広報紙及びホームページの活用並びに農業共済新聞の普及拡大につとめ、組合員に有益な情報を提供する。

- ① 「より身近に、より丁寧な、農家のもとへ」を行動スローガンに面談活動を実践し、組合員農家からの意見・要望等に迅速に対処するとともに、その情報の共有を図る。
- ② 農業保険制度の普及推進を図るため、組合広報紙の内容充実につとめる。

12 関係行政機関・団体との連携強化方策

農政の変革等に伴い、農業保険制度の的確な情報提供が求められている。特に収入保険の推進体制の構築を進めるために、関係機関及び各種団体との更なる連携強化につとめる。

- ① 担い手の育成及び確保を図るため、市町村農業再生協議会等に積極的に参画し、関係行政機関・団体と連携して支援する。
- ② 活力ある地域農業の振興に貢献するため、各地域の農業振興協議会等に参画する。
- ③ 環境の変化に対応するため、関係行政機関・団体と一体で損害防止事業を

推進する。

- ④ 農業保険制度を広く普及するため、行政及び農業関係団体と連携した農業保険推進協議会等により、制度の利用拡大を図る。

13 厳格な組合員情報の管理

個人情報保護に関する規則及び特定個人情報取扱規則に基づき、組合員、基礎組織員等の情報の管理を徹底するとともに、NOSA I 部長に対しては、NOSA I 事業説明会（NOSA I 部長会議）等を通じて守秘義務の徹底を図る。

14 予算統制の方策

事業目標の達成につとめ、業務収入を確保するとともに、予算執行に当たっては、予算執行計画を作成し、各月の執行状況を把握しながら適正かつ効率的な予算統制につとめる。

15 財務健全化の方策

財務の健全化を図るため、資産を安全に運用するとともに、さらなる業務運営の効率化と合理化につとめる。

- ① 余裕金運用にあたっては、法令遵守はもとより、余裕金の運用方針に基づき、安全かつ確実な運用につとめる。
- ② 固定資産については、計画に基づいた取得、遊休資産の処分を定められた手続きにより行い、適正に管理する。